

宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年9月26日

宮城県監査委員 畠山 和純  
宮城県監査委員 袋 正  
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査委員の報告日

平成20年8月7日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成20年9月3日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 多賀城高等学校

イ 監査委員の報告の内容

収入証紙の貼付された文書において、不注意な管理により保存期限内に廃棄の事実が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

・ 廃棄した保存期限内の公文書

平成20年度入学者選抜に係る入学願書（収入証紙貼付）

・ 廃棄枚数

72枚

ロ 措置の内容

地方機関等文書規程を遵守し文書事務を行うよう、職員に対し指導を徹底した。

再発防止策として、校内で「公文書廃棄事故に係る再発防止のための文書管理の徹底について」を作成し、職員の研修を行った。

他の県立高等学校へは、文書管理の徹底について文書で通知した。特に入試関係文書については、個々の保存年限を後日通知した。

また校長会、事務長会等で文書事務の指導を徹底した。